

平成 28 年(2016 年)11 月 7 日



# 埼玉県報

号外第 35 号  
平成 28 年(2016 年)  
11 月 7 日  
月曜日

## 目 次

### 告示

- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第十四百五十号

平成二十八年埼玉県告示第六百七号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日から同年十一月二十九日までの間に到来する法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税については、同年十一月三十日とする。

平成二十八年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

都道府県名	地 域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市及び合志市並びに下益城郡美里町、玉名郡玉東町、南関町、長洲町及び和水町、菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村及び高森町、上益城郡嘉島町、甲佐町及び山都町、八代郡水川町、葦北郡芦北町及び津奈木町、球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町並びに天草郡苓北町

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十一号

平成二十八年埼玉県告示第六百七号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日から同年十二月十五日までの間に到来する法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税については、同年十二月十六日とする。

平成二十八年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

都道府県名	地 域
熊本県	熊本市並びに阿蘇郡西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡御船町及び益城町